

(議事録)

土屋部会長

ただいまから第4回埼玉県最低賃金専門部会を開催します。
まず、事務局から出席状況について報告してください。

賃金室長補佐

出席状況を報告します。公益委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名、合計8名です。欠席は二階堂委員です。

土屋部会長

委員の3分の2以上出席という最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定による定足数を満たしており、本部会が有効に成立しておりますことを確認しました。

また、埼玉県最低賃金専門部会運営規程第6条第1項により、会議及び議事録は原則公開とされています。今日の傍聴者は何名ですか。

賃金室長補佐

傍聴者は5名です。

土屋部会長

承知しました。

本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表を私が、労働者側は柿沼議員、使用者側は廣澤委員にお願いします。

それでは、配付資料の確認を事務局からお願いします。

賃金室長

資料No.1は、中小企業支援策の状況をまとめた資料です。右下に通しでページ番号を入れております。

1ページは、業務改善助成金の都道府県別の実績です。中央最低賃金審議会に配付された資料から抜粋しております。

2ページは、埼玉労働局における助成金の取扱い状況で、このうち(1)は、働き方改革推進支援助成金のデータです。支給件数が増加していることがわかります。(2)は、業務改善助成金のデータです。これも令和2年、令和3年、令和4年度と、件数が増加しています。

3ページは、業務改善助成金(特例コース)のリーフレットです。特例コースは、新型コロナウイルスの影響により売上げ等が減少した事業者を対象としていましたが、年度の途中から、原材料費の高騰により利益が減少した事業場も対象に加えられました。ただ、現在は取扱いが終了しています。

5ページは、働き方改革推進支援センターのリーフレットです。6ページにあるとおり、各種助成金の申請・活用について、無料で相談することができるようになっております。

7ページは、中小企業庁関連の補助金の状況です。ネット上に3種

の補助金に関するデータがありましたので1枚にまとめました。ネットに出ているデータから、事務局において年度ごとの採択率、これは申請されたものについて採択、つまり補助金の交付ができるという決定がされた件数、これの割合を計算しました。いずれの補助金も、採択率は上昇傾向にあることがわかります。

あわせて、資料番号は振っておりませんが、価格転嫁に関する援助の状況として、「よろず支援」窓口で価格転嫁のための相談が受けられるというものです。

また、手書きで、「令和4年8月5日埼玉県最低賃金の改正決定に関する報告書」と表題を書いているものを配布しています。

廣澤委員

そちらは、今年度新任の委員もいらっしゃるので、昨年度の政府に対する要望事項をもう一度振り返った上で、先ほどのデータを見ていただきたいと考え、使用者側より用意しました。

まず、1ページ目は、埼玉県最低賃金審議会として要望したことです。1番に、労働者、小規模事業者の過度の負担とならないよう、最低賃金の引上げと併せて、減税及び社会保険料負担の軽減等、きめ細かな支援措置を早急に講じること。2番目に、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するために必要な業務改善助成金について、埼玉をはじめ、首都圏にも支援を拡充することとあります。

その前提になるのが、次のページの、中賃公益見解の抜粋ですが、オの政府に対する要望に、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金のことが出ており、今回の令和5年度の中賃の公益見解とほぼ同様な内容が書かれています。

また、その下には、パートナーシップ宣言のことが書かれています。次のページには、埼玉県の企業数が載っています。2016年のデータと古いのですが、埼玉県の中企業数は16万社、うち小規模企業は14万社となっています。

これに対して先ほどの業務改善助成金の都道府県別の実績を見ると、埼玉県は、令和4年度105件となっています。果たしてこれが、政府の支援策として適正な実績と言えるのでしょうか。使用者側としてはもっと多い件数を想定して、支援を要請していますが、なぜこういう結果に終わっているのでしょうか。利用しやすい助成金制度と言えるのか、内容が企業のニーズにあっているか等について、真摯に政府には検討してもらいたいです。今後の議論においても、この点を強く要請をしていきたいと考えています。以上です。

賃金室長

資料は以上ですが、公益の鈴木委員から資料を頂いております。

土屋部会長 配布してください。説明は、後ほど鈴木委員からお願いします。
それでは、議題に入りたいと思います。
議題1は、埼玉県最低賃金の改正決定についてです。
現在、労働者側は金額で43円、使用者側は38円という主張で、一定の開きがございます。当初、本日の結審を予定していたところですが、審議状況を見まして、結審は難しいと考えております。今日、十分に審議していただき、週明けの月曜日に答申するという考えでいます。では改めて、労働者側、使用者側から、先日の審議を受けて……。

須藤オブザーバー 先ほどいただいた資料について。

土屋部会長 どうぞ。

須藤オブザーバー 昨年、当審議会ですらまとめた要望のことです。1番、2番があって、2番については、先ほど廣澤委員から今後に向けた意見がありましたが、1番目の減税及び社会保険料の負担の軽減ときめ細かな支援措置については、結果はどうなったのでしょうか。

賃金室長 部会報告書については、厚生労働本省に報告をしています。

須藤オブザーバー 要望の結果として、全く何もされなかったのか、改善された点があるのか、について。

土屋部会長 1については、減税、社会保険料負担の軽減ですから。直接何かということではないかと。

須藤オブザーバー それに限らず、「等」で。「きめ細かな」とありますから、それ以外でも。

賃金室長補佐 各労働局で審議が終わりましたら、答申を本省で一括取りまとめまして、全国からこのような要望があったということ、中央最低賃金審議会に報告をさせていただいて、審議をさせていただいています。ここの県のこの部分についてこうであったというような回答が個別にあるということではございません。

須藤オブザーバー 労使ともお互い100%納得の数字が出ない中で、要望書を作りそれをフォローしているので、結果がはっきりしないと、この要望は何なのか、やり方を変えないと駄目なのか、ということになります。要望の切り口を変えるとか、答えをもらうような仕組みを設けると

か、そこを締めていかないと、要望ただけでは弱いと思います。

土屋部会長 要望ただけで終わってしまっているのではないかというご意見ですね。

須藤オブザーバー 全部が全部できるとは思っていません。ただ、それはこういう議論をして、例えばこの法律の議論のときにこのように検討されたが、結果的にはできなかったとか、社会保障については、こういう議論の中でそういう意見も入れたけれども、会議の中ではそれを踏まえた答えにならなかったということも一つの答えだと思います。成果だけでなく、要望について議論されているか、そこをちゃんと埼玉地方最低賃金審議会としてフォローしているのか、そこが重要だと私は思います。

土屋部会長 真摯な審議の下、このような意見書を昨年度、一昨年度つけて、国に対して要望をしているので、今、須藤委員のお話、自分もそうだと思うんですが、何か要望しっ放しになって、その後どういった対応をされたのかというのが明確に返ってきてないという。要望に対して回答を明確な形で示してもらえるように、要望の仕方もあると思うんですけども、事務局でも検討していただければと思います。では、鈴木委員から、今日皆さん方にお配りした参考資料について、御説明いただければと思います。

鈴木委員 3ページの資料になります。最初の2枚分は、消費者物価指数の変化率をまとめたもので、さいたま市のみです。表1-1、1-2となっています。3つ目は、8月2日に資源エネルギー庁が発表した、レギュラーガソリンの全国平均価格の推移のグラフになっています。

まず、表1-1、1-2を御覧いただきたいのですが、表1-1の総合というところにある持家帰属家賃を除く総合というのが、これまでこの審議会でも出てきた消費者物価指数の変化になります。私が総務省統計局の元データに当たって計算をしたところ、月によって事務局が御用意いただいたデータと0.1多かったり少なかったりするのですが、大まかな、変化というのが読み取れると思います。総合でいうと、私の計算では直近6月が3.9となりましたが、その中身をもう少し掘り下げて理解をしておく必要があると思っています。使側からは最初の金額の提示の際、直近のデータをお示しいただきながら今後の見通しについてもお話がありました。労側は、賃金率という実際のデータをお示しいただきましたが、これから10月1日の発効までに新たに改定されるということはないものです。た

だ、消費者物価に関しては、6月以降も各省庁で様々なデータが発表されていますので、10月までの動向を推測できる部分もあると思いますので、共有できれば幸いです。

消費者物価指数は、大分類として10大分類というのがありまして、食料から教養娯楽という9項目に加えて、諸雑費という10項目で大分類ができています。これを見ますと、やはり食料の物価が、今年の10月以降、上昇していることが分かるかと思えます。加えて、日用品等が含まれる家具・家事用品、これも前年同月比で7ポイント上がっています。一方、水道・光熱費、具体的にはガス代とか水道代、あと電気代が入ってくるのですが、ここは政府の激変緩和措置の影響がありまして、今年の1月は20ポイントの変化があったのですが、現在は、前年同月比でマイナス5.8ポイントとなり、政府の補助金の効果が一定程度出ているのかなと考えております。

左側のほうに再掲として、食料の中でも生鮮食品と生鮮食品を除く食料、さらに、物価の変動が大きかったエネルギー、これは光熱・水道の中に含まれる電気代、プロパンガス、都市ガス、灯油、ガソリンの5品目が含まれているのですが、この動向も追えるようにいたしました。そうすると、生鮮食品を除く食品（加工食品ですとか調味料とか油脂類など）の物価が上がっている様子が分かります。エネルギーは光熱・水道費と同じような動向で、政府の補助金のおかげで少し安定をしているという状況です。

2ページ目は、食料費の中身、中分類の変化を見たものです。さいたま市に関しては、魚介類、乳卵類、油脂・調味料、菓子、調理食品で物価の上昇が大きく見られています。

昨日、会長から、物価の中でも基礎的支出項目に注目するべきではないかという発言があったと思うのですが、食料費ですとか、家具・家事用品といった比較的基礎的な支出が多い項目で物価上昇が確認できました。また、エネルギー価格は上昇していますが、補助金で何とか安定しているという様子も共有できました。

加えて3枚目にお示ししたのは、8月2日の最新のデータです。全国のレギュラーガソリンの平均価格が176.7円、補助金の効果でマイナス8.1円の抑制があったという報道がなされています。補助率の引下げがありましたので、少しずつ全国の平均価格は上がっていますが、一定程度、補助金の効果があります。こういったエネルギー価格は、消費者、労働者にとっても大きいものですが、もちろん経営者サイドにも影響する動向だと思っております。以上、資料の説明です。

土屋部会長

ありがとうございました。今日、また新たに資料が出ました。それを踏まえてさらに御議論いただければと思います。

野崎オブザーバー 細かいですが、今日の資料、中小企業支援策の状況の資料の、先ほど廣澤委員が指摘されたように、1ページ目の業務改善助成金の都道府県別実績だと、埼玉は、令和2年15、令和3年75、令和4年105、企業数から考えたらまさに何桁か違うのですが、それに対して、これの2ページの上から2番目の(2)の業務改善助成金取扱い状況と比べると、令和2年15はぴたり合っていて、令和3年75もぴたり合っているんですが、令和4年は、これを足すのであれば125で、105と20違うんですが、この理由は事務局のほうで分かりますか。

賃金室長補佐 確認いたします。申請後、計画の認定、実施、支給申請という流れがありますので、年度をまたいで集計するなかで数字が変わってくる可能性があります。傾向としての数字はこれですが、差異については確認をいたします。

野崎オブザーバー はい。

土屋部会長 今日資料について、またそれ以外でも結構ですが、何か御意見ありましたら。

藤本委員 労働側から提出された考え方については、消費者物価指数の持家の帰属家賃を除く総合の値を用いています。これは、この指標の中からいくと、一番高い伸び率になっており、提案内容はそれでよろしいかと思いますが、世界のトレンドとして、総合の3.2のほうが主流だという記述があります。我々が検討すべき値は、一番左側の総合の指標で判断すべきなのか、持家のインパクトを除いた、真ん中の2番目の3.9のところ議論すべきなのか、学術的にはどちらが適当でしょうか。

柿沼委員 中央の最賃の議論の中でも、生計費をより表している総合の指数として、持家の帰属家賃を除く総合を毎年見て物価上昇を捉えていますので、より生活の、生計費の観点が見える物価上昇の数字ということで、こちらを使うべきだと思っています。

土屋部会長 私も、持家の帰属家賃はマーケットで取引されているわけではないので、より実態に近い上昇率ということであると、持家の帰属家賃を除いた総合指数を取るのが一般的だと思います。

より実態に近いところかというと、鈴木委員も言われましたけど、基礎的消費支出項目に着目するのがより実態、実感に近いですね。

鈴木委員 1点、補足してもよろしいですか。私も、さいたま市の基礎的支出項目というのを探しましたが、全国のデータしか公表されていませんでした。費目で見ることによって埼玉県の物価の実態が取れるかと考え、作成した次第です。

藤本委員 ありがとうございます。

土屋部会長 ほかに何かございますか。
使用者側委員からの御要望を受けて、今日、事務局から幾つか資料の提出がありましたが、その資料についての御議論はありますか。

廣澤委員 現在提示している38円から歩み寄る議論をするに当たっては、昨日も申し上げたように、こういう施策の実効性、効果を確認しなかったのですが、今の時点では、効果が出ていると言えないと認識しています。

土屋部会長 企業数に対して、なぜそれだけ少ないのかということですね。
この助成金を必要としていないから少ないのか、使い勝手が悪いとか、周知がされてないからなのか。

廣澤委員 中小企業の側としては、使いたいのに使えない何か、手続だとか何か見えない障壁があるのだと思います。それは以前から様々な段階で議論されていると承知していますが、それでもこういう状況にあるということをどう捉えたらいいのか。

石井オブザーバー 国のメニューとして様々な助成、支援があるのは承知していますが、実態として、ニーズとその制度そのものが果たしてマッチングしているのか、そういうところを検証する必要があると思います。手続き上のことでよく言われることですが、やはり公金ですからそれなりの一定のハードルが必要だとは思いますが、緊急を要することもあるので、簡便な申請や分かりやすい手続を要望しているという声をよく聞きます。

小規模企業基本法ができた後、小規模企業対策に重点を置いていただいていると思っています。小規模事業者に合致した補助金制度も充実され、一定の配慮もいただいていると思いますが、相対的に、省庁間で簡便さにばらつきがあるという気がします。ニーズとのギャップを検証する必要があると思っています。

土屋部会長 そのほかにはいかがですか。

福田部会長代理　　働き方改革推進支援センターについてもう少し説明していただきたいです。

賃金室長補佐　　令和4年度の働き方改革推進支援センターの事業概要については今日追加でお配りしました資料にあります。中小企業・小規模事業者に対する働き方改革推進支援事業をさせていただいております。こちらでは、オンラインや電話、メール等で御相談を受け付けているほか、専門家の派遣などをさせていただいております。配布資料としてご用意してはいたないのですが、昨年度埼玉においては、相談の件数が全部で2,532件でした。また、オンラインも含めたセミナーの回数が、去年63回実施させていただいております。また、企業を御訪問させていただくコンサルティングは724件実施をさせていただいております。ただ、これが企業数に対して十分かどうかというところは御議論あるかと思えます。

センターの活動をもっと知っていただく取組というのを私どもとしても進めていかなければならないと考えております。

廣澤委員　　今の質問件数のうちで、生産性向上に関する質問というのはどのぐらいの件数ですか。

賃金室長補佐　　その内訳までは、数で出るかどうか、担当部署に確認をいたします。

須藤オブザーバー　　補助金、助成金のことをよく確認するには、まず中小企業、小規模事業者等が、それぞれの補助金助成金事業があることをどこまで認識しているかという度合いをまず確認して、あとは、予算規模に対して上限に達して支払われないような事業があるのか、希望をしても達成できない、もらえないというような状況なのかを次に確認していくところからまず入っていかないと、全体が見えてこないです。

ただ、7月5日に頂いたNo.11のうち、No.4に、中小企業への支援、経済対策エネルギー価格対策等という項目があって、そのうち、業務改善助成金については、5回にわたっていろいろ要件緩和、拡充がされておりまして、政府等においても、要望を受けて少しずつでも改善し、見直ししていただいていると認識しております。

我々もきちんと政府のほうに、どういう点が使いつらいのかと要望し、政府においても、それを真摯に受け止めて、少しでも使いやすいように緩和していただく、これを着実にやっていくことが重要だと私は思います。

土屋部会長 ほかの委員の皆様から何かほかにありますでしょうか。

柿沼委員 よろしいですか。各種助成金については、我々労側としては、事業主に対しての支援ですので、具体的な手続や実態は捉えられていません。ただ、使用者側の、特に中小企業の支払い能力というところにかかわり、事業主の皆さんが安心して賃金を引き上げられるということにつながると思います。使用者側委員の皆さんがおっしゃったような利用しやすい環境や手続の緩和は、その後働く人たちにつながっていくということになりますので、我々としても、労働局、また、国に対しての要望などもしっかりと進めていただければと考えています。

土屋部会長 金額については、使用者側は今の中小企業支援策の実効性について、確認してそれを踏まえてですか。

廣澤委員 これからの中小企業支援策についての検討も併せて。

土屋部会長 労働者側としてはどうでしょうか。

柿沼委員 昨日提示をした 43 円から金額の変更はありません。今の審議の中で、確認事項の話がありましたので、可能でしたら一旦休会にして、その数字を委員に伝えていただき、考え方、金額等々、検討する時間をいただきたいと考えています。

土屋部会長 では、ここで一旦休憩してよろしいでしょうか。その間、労働側、使用者側と個別にお話しさせていただきます。では一時、休会します。

(休 会)

土屋部会長 全体協議を再開いたします。
最初に、先ほどの全体協議の場で質問があった数値のことについて、事務局から説明をお願いします。

賃金室長補佐 業務改善助成金の支給件数ですが、確認したところ、105 件というのは、令和 4 年度中に支給に至ったものということで、本日御説明させていただいた数字の 125 件は、交付の申請数で、申請したけれども支給に至らなかったものもあるということでした。以上です。

土屋部会長 よろしいでしょうか。

労働者側、使用者側と個別に協議を行っておりました。ご主張の改定額は、43 円、38 円ということで、変わっておりません。いずれにしても、38 円にしても 43 円にしても、その間の他の金額であったとしても、金額、率ともに大幅な引上げとなります。過去2年、埼玉地方最低賃金審議会として国に対して、中小企業に対する支援策等について要望を行ってきました。今年度についても、まだ金額審議の途中ですが、最終的に意見書をつけよう。内容についてはこれから詰めますが、その方向で考えようと皆さんと話しておりました。

また、労働者側の 43 円という御主張のうちの 1 円分についてですが、物価上昇分が 42 円で、1 円は、東京との格差是正分であると。東京との格差について、埼玉の審議会では、毎年ではないですが、東京の引上げ額よりも 1 円、2 円高く引き上げを行い、意識して格差是正に努めてきたという過去があります。東京との格差是正について、労働者側としては今年度 1 円求めたいという御主張ですが、使用者側はいかがでしょうか。

廣澤委員

私個人としても、しかるべきタイミングで東京との格差を是正していくことについては異論ございません。しかし、今回の引上げ額が企業にとって相当の金額になるのは間違いありません。また企業を取り巻く環境等もこれまで主張したとおりです。

については、今年度ではなく、もっと引上げ幅が緩やかな時期等を捉えて審議させていただきたいと考えます。

土屋部会長

労働者側からはさらに何か御主張ありますでしょうか。

柿沼委員

先ほど、部会長から、これまで埼玉では目安額以上に上乘せして、最低賃金を引き上げたこともあるというお話がありました。しかしそれは、埼玉がかつて B ランクであった頃のことで、A ランクになってからは、唯一コロナ禍で目安が示されなかった令和 2 年に、東京との比較でプラス 2 円になったことがあるのみです。この実績から見ると、A ランクイコール目安同額、格差の是正ができないという状況とも捉えられてしまいます。

たとえ A ランクであっても、特に今年の中央のランク分け見直しは格差是正ということ強く意識をしてのことであると受け止めておりますので、今年だけでなく来年以降も含めて、東京との額差是正について議論をしていきたいと思えます。

実態として、東京と埼玉の隣接している地域のところについて、労働側の海老原オブザーバーは、出身が U A ゼンセンで、物流やスーパー等の労働組合の集まりですので、実際の組合員の声を聞いて

います。御紹介させていただきたいと思います。

海老原オブザーバー ありがとうございます。

私の出身は、流通業やサービス業、外食業の方が多い労働組合です。東京との隣接部の方々に関しては、やはり東京で働きたい、もしくは埼玉の方が時給が安いのでという声をよくお聞きします。東京に住んでいる方はあまりそのようなことは気にはされないかもしれませんが、隣接部については、非常に容易にというか、短時間で東京に行くことができますし、橋を渡って1本、道路を1本というような地域では、やはり本当に1つ町を越えれば時給が八十何円違うので、皆様意識はされています。そういった意味で、埼玉に住んで埼玉で働いてという、埼玉の魅力を感じていただくために、東京との格差については意識していきたいと考えています。ぜひそのようなことも捉えて、今後議論をお願いしたいです。

柿沼委員

補足をしますと、例えば、パートで働いている方は、家の近所だと知人と会ってしまうため、少し離れたところで働きたいという考えの方も一定程度いるとのこと。川口や埼玉の南部では、数駅で東京に行けて、しかも知り合いと会わない、賃金、時給も高いということで労働者が流れていきます。東京に行くではなく、数駅でも埼玉側のほうで働ける環境も必要だと思います。

また、昨日、事務局から用意された産業構造の東京との比較資料については、製造業は埼玉側が多く、情報通信などは東京が多いという構造の違いが確かにありました。ですが、最低賃金近傍で働く方は、今、代表的なところでは、恐らくスーパーやコンビニエンスストアということになりますので、産業構造の違いによって東京へ労働者が流出していることと、最低賃金が地域で異なることによって労働者が流出していることは、原因が異なると思っています。いきなり東京と同額の最低賃金に改定することは難しいとしても、今後も含めて、格差是正は公労使三者で議論し、またできるだけ認識を一にして近づけていくという取組を進めていきたいので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

土屋部会長

そろそろ終了予定時間ですが、金額に43円と38円という開きがあり、まだ結審できる状況ではありません。公益としても一定の見解を持っておりますので、この場で公益委員の見解を示させていただき、それを踏まえて労使で御検討いただいた上で、週明けの7日に審議して、適切な結論が得られればと考えております。

まず部会長代理の福田委員からお願いします。

福田部会長代理

労使双方の委員の方々、活発な御議論本当にありがとうございました。間に立つ公益の立場から考えを述べさせていただきます。

もちろん使用者の方がおっしゃるように、中小企業の支払い能力の問題、特に価格転嫁が難しい、十分でないというお話、あるいは金額が非常に高いというご意見、十分理解できます。ただ一方、ずっと日銀が金融緩和を行っても上がらなかった物価が、去年に関しては4%近く上がるという、非常に例外的な年であったわけです。最低賃金近傍の方々、大体年収200万円台で生活しており、その状態で4%の物価の上昇というのは、かなり厳しいです。そういう意味では、最低賃金の性格を考えると、生計費を最重視して賃金の上昇を考えるとという中賃の基本的な考え方を私は理解できます。

ただ、そこで出されている目安は、御存じのとおり全国平均の加重平均の961円に4.3%をかけて41という数字です。ところが、東京は1,072円ですから、計算したら4.3%は46円。今後もし仮に東京が41円よりも大きい額で答申するということになれば、私も、埼玉も41円のままがいいのか、という議論があり得ると思いますが、そういうことなく、ほかの地域も41円で答申するのであれば。

私が委員として一番重視しているのは、埼玉の経済のために、労使双方が建設的に議論をして、力を合わせて埼玉の経済を伸ばしていくこと、良い意味での労使協調を一番に考えて審議に臨んでまいりました。41円という歩み寄りにプラスして、使側の方がおっしゃっている「価格転嫁の対策を中心とする中小企業対策」を意見書等々の形で入れて、全会一致にできないか、労使双方に検討をお願いできないかというのが今の私の考えです。以上です。

土屋部会長

ありがとうございました。では、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員

これまで数日間長い議論をしていただきましてどうもありがとうございます。

最低賃金は申し上げるべくもなく、労働者のセーフティネットを支える制度であります。ですから、実質賃金を下げるような改定はあってはならないと考えています。事務局が作成した帰属家賃を除く総合の消費者物価指数で、昨年度の改定から現在6月に至るまで4.2%の上昇が確認できていますので、最低限その分の上乗せは必要であると考えています。

先ほど資料を使って御説明しましたが、現在エネルギー価格の補助金は9月末までとなっており、今後、その部分が上昇する可能性もあります。食品価格は8月に入って価格改定がなされたものもありますので、さらに消費者物価指数が上昇する見込みもあります。せめて最低限6月までの9か月間の上昇は見込む必要があると考え

ています。

そうすると、42円ということになります。一方で、労務費を含む価格転嫁は十分に進んでいないこと、さらに10月1日の発効を目指すのであれば、金額が決定してから企業の準備期間が非常に短いということもありますので、目安以上に改定することには難しさもあると考えます。現段階は、目安で示されたプラス41円が妥当と考えております。以上になります。

土屋部会長 ありがとうございます。小寺オブザーバーはいかがでしょう。

小寺オブザーバー オブザーバーでございますが、意見を申し上げます。

中央で発表された目安額41円につきましては、このたび労働側からも使用者側からもそれぞれ大きな疑問があるという御意見をいただきました。中央最低賃金審議会の制定では、もちろん、この目安額によって地方の賃上げ額を拘束するものではないので、三者でよく協議してということでした。労使双方それぞれに理由があるとお聞きしましたが、目安額を上げて決めるとか、目安額を下げて決めるとするのは現状では難しいのではないかと考えます。やはり目安額どおり41円と、現状では考えております。以上です。

土屋部会長 ありがとうございます。野崎オブザーバー、お願いします。

野崎オブザーバー まず結論は、私も41円が妥当だと思います。理由は、各公益委員の発言に尽きますが、若干補足しますと、確かに使用者がおっしゃっている、物価上昇は使側にとっても相当な負担になっている、なかなか価格転嫁もできないということは理解したつもりです。しかし、やはりセーフティネットとしての要素が労働者側にはあるわけですから、ある程度の最低賃金の上昇はやむを得ない。使用者がおっしゃっている物価上昇率の6月の3.8を基準にして38円については、やはりこれを基準にするのであれば、前年の10月からの平均の4.2を取ることが妥当だと私は思いますので、やはり38円ではなくて41円。

それに対して労働者側がおっしゃっている切上げと東京との格差の是正について、切上げというのは私としては合理的な理由にはならないと、少し厳しいですが思います。格差是正については、埼玉弁護士会が審議会に対して意見書を出しており、埼玉弁護士会会員としては、価格是正をして全国一律が妥当だと思いますが、審議会委員の立場としては、先ほど使側の廣澤委員もおっしゃったように、大幅な最低賃金の上昇になる見込みの今回について、格差是正まで考慮してさらに1円上げる必要性はないのではないのかという意見

です。冒頭に述べましたように、私は中央審議会が提示した41円を埼玉でも最低賃金として上昇させるのが妥当であると思います。以上です。

土屋部会長

どうもありがとうございました。労使の委員の皆さんから御質問等ありましたら、よろしいでしょうか。

それでは、現在の公益委員の一致した改正額は41円なのですが、その理由も含めて労使でさらに御検討をいただいて、月曜日には一致した結論が得られればと考えております。どうぞ御協力よろしくお願いたします。

それでは、議題1は以上としまして、議題2ですが、議題2はその他ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

事務局からは。

賃金室長

特にはございません。

土屋部会長

それでは、次回、8月7日月曜日、午前9時30分から第5回埼玉県最低賃金専門部会を開催します。公労使三者で行う審議は公開とします。これで本日の部会は閉会といたします。

— 了 —